

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成27年3月19日(2015.3.19)

【公表番号】特表2014-508684(P2014-508684A)

【公表日】平成26年4月10日(2014.4.10)

【年通号数】公開・登録公報2014-018

【出願番号】特願2014-501070(P2014-501070)

【国際特許分類】

B 6 4 C 1/14 (2006.01)

【F I】

B 6 4 C 1/14

【手続補正書】

【提出日】平成27年1月30日(2015.1.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

構造窓(26)を含む外側ウインドウアセンブリ(33)と、
内側ウインドウアセンブリ(23)と、
前記内側ウインドウアセンブリ(23)の外周を前記外側ウインドウアセンブリ(33)
)に対して密閉するように適合させたシール部材(24)と、

前記構造窓(26)の外周に沿った複数の保持形状部(68)であって、前記内側ウ
ンドウアセンブリ(23)を前記外側ウインドウアセンブリ(33)に保持し、かつシ
ール部材(28)を前記構造窓(26)に対して押しつけるための、前記複数の保持形状部
(68)と、

を備える、航空機窓。

【請求項2】

前記保持形状部(68)の各保持形状部は、連結クリップ(38)と、レセプタクル(34)
と、を含む、請求項1に記載の航空機窓。

【請求項3】

前記外側ウインドウアセンブリ(33)は、前記航空機に固定され、かつ前記構造窓(26)
を取り囲む窓枠(30)を含み、

前記シール部材(24)は、前記内側ウインドウアセンブリ(23)に固定され、

前記連結クリップ(38)はシール部材(28)に固定され、かつ

前記レセプタクル(34)は前記窓枠(30)に取り付けられる、請求項2に記載の航
空機窓。

【請求項4】

前記外側ウインドウアセンブリ(33)は、その外周に沿った複数のプラケット(36)
を含み、

前記レセプタクル(34)は前記プラケット(36)に取り付けられ、かつ各レセプタ
クル(34)はソケット(46)を含み、かつ

各クリップ(38)は、前記ソケット(46)内にスナップ嵌めの関係で収容するこ
とができるプラグ(44)を含む、請求項2又は3に記載の航空機窓。

【請求項5】

各レセプタクル(34)は、前記クリップ(38)の一部を前記レセプタクル(34)

内に案内する弾性ガイド(56)を含む、請求項2から4の何れか一項に記載の航空機窓。

【請求項6】

各クリップ(38)は：

対応するレセプタクル(34)に挿入可能なプラグ(44)を有する第1端部と、前記プラグ(44)を前記レセプタクル(34)にスナップ嵌めする力を受けるように構成されるタブ(40)を有する第2端部と、を含む、請求項2から5の何れか一項に記載の航空機窓。

【請求項7】

更に、前記ブラケット(36)を前記レセプタクル(34)に接続するスプリングクリップ(32)を含む、請求項2から6の何れか一項に記載の航空機窓。

【請求項8】

前記連結クリップ(38)及び前記レセプタクル(34)の構成により、前記ブラケット(36)を前記レセプタクル(34)に接続するスプリングクリップ(32)の高さ、及び/又は角度の変動を許容することができる、請求項2から6の何れか一項に記載の航空機窓。

【請求項9】

窓を航空機胴体に取り付ける方法であって：

窓枠(30)を前記胴体(21)に取り付けることと、複数のレセプタクル(34)を、前記窓枠(30)に前記窓枠(30)の外周に沿って取り付けること、

シール部材(24)をウインドウアセンブリ(23)に取り付けることと、複数のリテンションクリップ(38)を前記ウインドウアセンブリ(23)に取り付けること、

前記ウインドウアセンブリ(23)を前記窓枠(30)に、前記リテンションクリップ(38)をそれぞれ、前記レセプタクル(34)に挿入することにより取り付けることと、

を含む、方法。

【請求項10】

前記ウインドウアセンブリを前記窓枠に取り付けることは：

前記リテンションクリップ(38)をそれぞれ、前記レセプタクル(34)に位置合わせすること、及び

前記リテンションクリップ(38)のタブ(40)を押下して、前記リテンションクリップ(38)のプラグ(44)を前記レセプタクル(34)のソケット(46)に押し込むこと、を含む、請求項9に記載の方法。

【請求項11】

前記複数のリテンションクリップ(38)を前記ウインドウアセンブリ(23)に取り付けることは、前記リテンションクリップ(38)を前記シール部材(24)に取り付けること、を含む、請求項9又は10に記載の方法。

【請求項12】

前記タブ(40)の押下は、前記プラグ(44)が前記ソケット(46)に収容されることによってスナップ音が発生するまで継続される、請求項10又は11に記載の方法。

【請求項13】

更に、各レセプタクル(34)を、前記窓枠(30)の上に配置される対応するブラケット(36)に取り付けることを含む、請求項9から12の何れか一項に記載の方法。

【請求項14】

更に、前記ブラケット(36)を前記レセプタクル(34)に接続するスプリングクリップ(32)を取り付けることと、前記リテンションクリップ(38)及びレセプタクル(34)を、前記スプリングクリップ(32)の高さ、及び/又は角度の変動を許容するように構成することと、を含む、請求項13に記載の方法。